

経営事項審査に係るQ & A集 (山梨県知事許可業者向け)



令和5年1月適用版
山梨県国土整備部国土整備総務課建設業対策室



◇審査の概要について

【Q 1】経営事項審査を受ける必要がありますか。

【A 1】国や県、市町村などが発注する公共工事を直接請け負う場合には、その対象業種について経営事項審査を受けなければなりません。民間工事や下請工事のみを請け負う場合や、公共工事への入札参加を希望しない業種については、経営事項審査を受ける必要はありません。

なお、経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7ヶ月間です。公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、発注者と請負契約を締結する時点で経営事項審査が有効でなければなりません。公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7ヶ月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目無く継続するよう、毎年経営事項審査を受けることが必要となります。

【Q 2】審査基準日はいつになりますか。

【A 2】基本的に経営事項審査を申請する日の直前の営業年度の終了日（いわゆる決算日）となります。ただし、決算日の変更や個人事業主の法人成り、会社の合併や譲渡、分割等を行ったときなど、特殊な事情がある場合には、通常の決算日以外の日を審査基準日として経営事項審査を受けることができます。

【Q 3】会社設立直後で、決算期が到来していない場合、審査基準日はいつになりますか。

【A 3】基本的に個人事業主の場合は創業日（事業開始の日）、法人の場合は設立の日となります。

【Q 4】建設業許可の更新切れや廃業した業種について、経営事項審査を受けることができますか。

【A 4】経営事項審査は、許可の更新切れや廃業により許可を失った業種については受審することができません。また、許可の更新切れにより失効した場合には、その時点で有していた経営事項審査も無効となります。この場合、建設業許可を新規で取り直した上で、再度受審し、新しい結果通知を取得する必要があります。

【Q 5】個人から法人成りした場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか。

【A 5】個人から法人成りした場合、個人の許可が失われると同時に、個人として受審した経営事項審査結果もその効力を失います。法人成りした後も公共工事を直接請け負う場合は、法人設立日を審査基準日とする経営事項審査を申請する必要があります。

なお、一定の条件を満たす場合は、個人の実績を引き継ぐことができます。詳しくは【Q 18】、【Q 19】を御覧ください。

【Q 6】経営事項審査を受審して結果通知を受け取りましたが、申請内容を変更したくなつたため、再度受け直すことは可能ですか。

【A 6】申請者側の理由により経営事項審査を再度受け直すことは原則できません。経営事項審査は、許可業種の追加をした等の一定の場合を除き、同一の審査基準日に対する審査の受け直しは認めていません。

【Q 7】審査基準日から審査日までに許可を追加取得した業種を加えて、経営事項審査を受審することができますか。

【A 7】できます。審査基準日時点で許可を有していないなくても、審査日までに許可を有していれば経営事項審査を受けることができます。

【Q 8】経営事項審査を受審後に新たに許可業種の追加を行った場合、同じ審査基準日で、あらためて経営事項審査を受けることができますか。

【A 8】できます。ただし、すでに受審済みの業種の内容を変更することはできません。また、経営事項審査の受け直しであるため、追加したい業種を含めて審査対象業種の全ての業種数（「受審済みの業種＋追加業種」）の審査手数料を負担していただくことになります。

【Q 9】経営事項審査は、役員が出席しなければなりませんか。

【A 9】経営事項審査は、個人の場合は事業主又は事業専従者、法人の場合は役員（監査役を除く）の出席が必要です。行政書士会に加入している行政書士に委任することも可能です。

なお、審査中に書類の不備があり、後日提出に来る場合は、軽微な内容でしたら従業員等でもかまいません。ただし、再度質問等をする可能性もありますので、申請内容を把握している方の出席をお願いします。なお、経営事項審査を建設業者の方が受けた場合は、再提出のみを行政書士に依頼する事はできません。

【Q 10】昨年度の経営規模等評価申請書の副本をなくしてしまったのですが、どうすればよいですか。

【A 10】建設業対策室で保管している申請書（正本）の写しに原本確認を付して交付することができます。以下の方法により手続きを行ってください。

(1) 手続きに必要な書類

①「経営事項審査申請書謄本交付申請書」1部

※建設業対策室で申請書を配布しています。申請には会社の代表者印（実印）が必要です。

②山梨県収入証紙 1部に付き400円分

※建設業対策室では販売しておりません。事前に御用意ください。

(2) 申請書提出先

県土整備総務課建設業対策室（北別館3階）に直接来庁してください。

◇完成工事高について

【Q 1 1】建設業の新規許可を受けたばかりで工事実績が全くありません。経営事項審査を受けることはできますか。

【A 1 1】できます。経営事項審査は完成工事高の有無とは無関係に受審することが可能です。

【Q 1 2】完成工事高がない業種は経営事項審査を申請できないのでしょうか。

【A 1 2】建設業許可がある業種については、完成工事高がなくても経営事項審査を申請することができます。

【Q 1 3】申請対象ではない業種の完成工事高は、どこに記入すればよいのでしょうか。

【A 1 3】申請対象以外の業種の完成工事高は、項目33「その他工事」に記入してください。なお、申請書が複数枚にわたる場合は、最終頁にのみ記入してください。

【Q 1 4】完成工事高に計上できない売上はありますか。

【A 1 4】建設工事でない売上は、完成工事高に含めることができません。このため、除雪、樹木の維持管理（剪定）、除草、清掃、電気設備等の保守点検及び各種委託業務を完成工事高に計上することは出来ません。また、不動産の販売や建設資材の販売等の兼業部門の売上を計上することはできません。

【Q 1 5】完成工事高は税込、税抜きどちらで記入するのでしょうか。

【A 1 5】原則、税抜きで記入します。ただし、免税業者は税込みでかまいません。

【Q 1 6】経営事項審査においては、契約書や注文書が必要ですか。

【A 1 6】必要です。工事経歴書に記載の工事内容が適正に記載されているか等を確認しています。当初の契約から工事内容・金額等を変更している場合は、その旨の変更契約書等も併せて必要です。

また、建設業法上、工事の請負に当たっては、契約を書面で締結すべきことが義務づけられています。やむをえず、契約書等がない場合にあっても、契約書等に代わる工事内容及び工事金額を確認できる書類及び、入金確認ができる通帳や領収書が必要になります。

これらの書類がない場合、経営事項審査における工事の実績として計上することができなくなります。

【Q 17】 契約した建設工事の付帯工事の部分について、複数の専門業種に分けて完成工事高に計上することができますか。

【A 17】 できません。あくまで1つの請負契約に対して、1業種の申請となりますので、当初の契約における主体工事業種の実績として計上してください。

【Q 18】 個人から法人成りしたのですが、個人事業主の工事実績を引き継ぐことはできますか。

【A 18】 次の要件を満たす場合は、当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者から建設業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
- ③ 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ④ 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

【Q 19】 父親から個人事業を承継したのですが、工事実績を引き継ぐことはできますか。

【A 19】 次の要件を満たす場合は、当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者から建設業の主たる部分を承継した者がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

【Q 20】 確定申告を電子申告しており、申告書の控えに税務署の受付印がない場合はどうすればよいですか。

【A 20】 電子申告の内容を印刷したもの及び税務署から申告を受理した旨のメールを印刷したものを持ち込んでください。

【Q 21】 決算期変更を行ったのですが、完成工事高等の記載はどうなりますか。

【A 21】 決算期変更や法人成り等を行った場合、利益額や完成工事高において、通常とは異なった記載になります。また、会社の合併や譲渡、分割等の手続きをした場合も同様です。これらの場合、計算方法等を確認するために事前審査を行っております。詳しくは、山梨県国土整備総務課建設業対策室までお問い合わせください。

◇技術職員名簿について

【Q 22】技術職員名簿について、技術者の記載順はどのようにすればよいですか。

【A 22】専任の技術者を50音順に記載し、続けて国家資格者・監理技術者を50音順に記載してください。また、審査を円滑に行えるよう健康保険証のコピーや源泉徴収簿等を技術者の記載順に用意してくださいますようお願いします。

【Q 23】パートやアルバイト、有期契約の技術職員は対象となりますか。

【A 23】基本的に対象となりません。経営事項審査の対象となる技術職員は、審査基準日の時点で、6ヶ月を超える恒常的雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者であることが必要です（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けている者は雇用期間が限定されても評価対象となります。）。

【Q 24】雇用期間を限定せずに働いていた技術職員が、審査基準日後すぐに退職してしまった（雇用後6ヶ月以上経過している）場合、技術職員として認められますか。

【A 24】認められます。当初から、雇用期間を限定せず採用し（通常の正規雇用）常勤職員であった者が経営事項審査時までに解雇又は退職している場合でも、結果として審査基準日時点で6ヶ月を超える恒常的雇用関係が継続していれば認められます。

【Q 25】建設業経理士について、6ヶ月を超える雇用が必要ですか。

【A 25】必要ありません。建設業経理士（公認会計士等も同様）については、6ヶ月を超える恒常的雇用関係は要件ではありません。ただし、審査基準日時点では在籍していること及び常勤職員であることの確認は必要です。このため、社会保険の標準報酬月額及び源泉徴収簿（賃金台帳）等により、適切な雇用状態にあるか確認を行います。

【Q 26】最低賃金法に定める賃金を下回る技術職員を技術職員名簿に記載できますか。

【A 26】技術職員は最低賃金法の適用を受けるため、山梨県の一定の目安としている金額（10万円）を下回る賃金の技術者については、技術職員名簿に記載することはできません。なお、事業専従者及び法人の役員については、例外として、この金額を下回る金額で技術者として記載できる場合があります。

【Q 27】大臣認定で1級相当と認められている大臣認定者については、経営事項審査では1級の技術者の扱いになりますか。

【A 27】なりません。あくまで「相当」であるため、大臣認定のみでは、1級の技術者の扱いになりません。経営事項審査においては、大臣認定者の技術者区分は「その他」になります。

【Q 28】出向社員は対象となりますか。

【A 28】出向社員は、出向元の経営事項審査の技術者として申請されていない場合で、出向元と出向先との間で、給与や社会保険等の支払い方法等について明確に定めた出向契約書（又は出向協定書）、出向辞令、出勤簿、請求書（給料の支払書類）等が確認できる場合には対象となります（その他、通常の技術者と同様の書類（保険証のコピー等）が必要になります。）。なお、出向先の会社の技術者として経営事項審査を受審した場合、再度出向元の会社の技術者として審査を受けることはできません。

【Q 29】最近新しい資格を取得した者については、技術者の対象になりますか。

【A 29】資格取得日が審査基準日の前であれば、技術者の対象になります。また、実務経験期間についても同様で、審査基準日までに要件を満たしていれば対象になります。

【Q 30】複数業種について経営事項審査を受けるため、技術者が0人の業種が発生してしまいますが大丈夫ですか。

【A 30】技術職員名簿の記載方法は、技術職員1人につき2業種のみの申請となっているため、複数業種を受審する場合は、技術者が0人の業種が発生することがあります。どの業種に何人の技術者を配置するかは、受審業者の経営判断に基づいて行ってください。

なお、一度経営事項審査を受審した場合、当該年度中に配置した技術者の業種の変更は出来ません。（【Q 6】参照）。

【Q 31】審査対象事業年度中に入院していた期間がある技術職員がいるのですが、どのように扱ったらいいですか。

【A 31】仮に審査対象事業年度中に入院していた期間があっても、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として常勤の技術職員であることが確認できる場合は申請することが可能です。

【Q 32】法人の申請ですが、監理技術者資格者証の所属会社が、前の会社のままの技術者がいます。経営事項審査の対象になりますか。

【A 32】法人の場合、監理技術者資格者証の所属建設業者を変更した場合は、経営事項審査申請会社に書き換える必要があります。所定機関で変更の手続きの上、監理技術者資格者証の裏面のコピーも併せて添付してください。

【Q 3 3】若年者とはどのような人が対象ですか。

【A 3 3】審査基準日に満35歳未満の方が対象になります。なお、満年齢が上るのは、誕生日の前日となります。

【Q 3 4】新規若年技術職員とはどのような人が対象ですか。

【A 3 4】審査対象年内に技術職員となった方で、下記の方が対象です。

- ・審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年者
- ・審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に6か月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

◇その他の審査項目について

【Q 3 5】健康保険及び厚生年金保険に加入していますが未納がある場合はどうなりますか。

【A 3 5】保険料の未納がある場合は項番42・43の記載は「2」になります。

【Q 3 6】健康保険・厚生年金保険適用確認書を審査基準日2週間以内に取り忘れたのですが、どうすればよいですか。

【A 3 6】審査基準日時点に遡って証明してもらってください。

【Q 3 7】法定外労災について、保険証券をなくした場合は、どうすればよいですか。

【A 3 7】保険会社に保険証券の再発行を求めるか、保険会社から、以下①～③の要件をすべて満たしていることが明記されている加入証明書の発行を受け、その原本を提出してください。

- ①業務災害と通勤災害（出勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること
- ②直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあってはすべての下請負人）の直接の使用関係にあるすべての職員を対象とすること。
- ③少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害のすべてを対象とすること。

【Q 3 8】 営業年数には、許可切れしていた期間も算入してよいのですか。

【A 3 8】 営業年数は、許可切れの期間は算入できません。営業年数は、建設業許可を取得した時から審査基準日までの営業年数を記載します。このため、建設業許可を取得する前に営業していた期間や廃業していた期間は含まれません。

なお、営業年数に年末満の端数がある場合は切り捨てます。

【Q 3 9】 営業年数は、有限会社から株式会社又は、個人から法人に変更した場合通算できますか。

【A 3 9】 有限会社から株式会社の場合は、通算できます。なお、個人から法人については、法人成りと認められた場合は通算できます（Q 1 8 を参照してください）。

【Q 4 0】 指名（資格）停止を受けた場合、法令遵守の状況はどうなりますか。

【A 4 0】 指名停止の場合は対象外のため、「2」になります。建設業法に基づく営業停止又は指示処分を受けた場合のみ「1」を記載してください。

【Q 4 1】 防災協定は、災害時のどのような活動を定めている必要がありますか。

【A 4 1】 防災協定に定める具体的な活動内容について制限はありません。建設工事に該当しない活動であっても、災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であれば加点対象になります。所属している団体が締結している場合は、団体等に確認してください。

【Q 4 2】 建設機械の対象になるダンプはどのような機械が対象となりますか。

【A 4 2】 自動車車検証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車（なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象外）が対象となります。なお、大型ダンプの場合は、備考「その他検査事項」欄に「建〇〇〇〇」の表示があること、又は「営〇〇〇〇（建）」の表示が必要です。

【Q 4 3】 建設機械の対象となる移動式クレーンはどのような機械が対象となりますか。

【A 4 3】 労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証の写しが提出される場合に評価対象となります。なお、「移動式クレーン」のみ対象となり、「クレーン」（固定式クレーン）では対象なりません。

【Q 4 4】建設機械の対象となる締固め用機械はどのような機械が対象となりますか。

【A 4 4】自主検査指針に記載されている「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」が評価対象となります。なお、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため、評価対象となりません。

【Q 4 5】平成 27 年度から建設機械の保有状況一覧表が 1 部から 2 部に変更になったのですか。

【A 4 5】はい。建設機械保有状況一覧表は 1 部（正本）を提出してもらいますが、1 部（副本）は止め印をして返却します。この副本を次年度の経営事項審査で提示してもらうことにより、同一機械については、契約書の提示を省略できるよう書類を簡素化しています。（特定自主検査記録表の写し等は通常どおり提示してください。）。

【Q 4 6】ISO 登録証明書について、全ての営業所等が認定範囲として含まれていなければいけないですか。

【A 4 6】必要です。認証範囲が一部の支店に限られている場合は加点対象になりません。また、認証範囲に建設業が含まれていない場合は加点対象なりません。

【Q 4 7】ISO 登録証明書について、内容に建設業に関する記載は必要ですか。

【A 4 7】必要です。経営事項審査ではあくまでも認証内容が建設業か否かを見ます。このため、施工、管理、据付等、建設工事の内容が判断できない場合は、原則認められません。なお、建設業が含まれていれば、経営事項審査を受けようとする業種と無関係の業種であっても加点の対象となります。

【Q 4 8】消費税の納税証明は納税証明書「その 1」でなければなりませんか。

【A 4 8】経営事項審査では、納税証明書「その 1」の提出が必要です。発行日現在において未納のないことの証明である「その 3」等では代用できません。

なお、決算終了後の変更届と証明書の種類等が異なりますので注意してください。

また、消費税の納税証明書は電子データ及び電子納税証明書を印刷した書類では受け付けておりません。

【Q 4 9】消費税が未納ですが、経営事項審査を受審することができますか。

【A 4 9】消費税を完納しているかどうかは、経営事項審査の審査項目ではなく、税額の全部又は一部に未納がある場合でも、経営事項審査を受けることはできます。

ただし、未納がある場合、発注機関によっては入札参加資格が得られない可能性があります。

【Q 5 0】免税業者なのですが、消費税の納税証明書の提出が必要ですか。

【A 5 0】免税業者でも課税業者でないとの確認のため、消費税の納税証明書の提出が必要です。

◇その他の注意点

【Q 5 1】経営事項審査の結果はいつごろ届きますか。

【A 5 1】通常、経営事項審査を受審してから結果通知まで約2ヶ月程度要します（申請書類に不備があり、審査終了が遅れる場合は、発行が遅れることができます。）。

【Q 5 2】経審結果通知書をなくしてしまったのですが、再発行してもらえますか。

【A 5 2】結果通知書のそのものの再発行はしていませんが、原本と相違ないことを証明する形で、交付を受けることができます。以下の方法により手続きを行ってください。

(1) 手続きに必要な書類

①「経営事項審査謄本交付申請書」1部

※建設業対策室で申請書を配布しています。申請には会社の代表者印（実印）が必要です。

②山梨県収入証紙 1部につき400円分

※建設業対策室では販売しておりません。事前に御用意ください。

(2) 申請書提出先

県土整備総務課建設業対策室（北別館3階）に直接来庁してください。

【Q 5 3】経営事項審査の結果がインターネットで公開されていると聞いたのですが。

【A 5 3】経営事項審査の結果は、（一財）建設業情報管理センターのホームページで公開されています。

【Q 5 4】経営事項審査の会場に車で行きたいのですが駐車場はありますか。

【A 5 4】山梨県庁駐車場又は防災新館地下駐車場を御利用ください。

【Q 5 5】経営事項審査日の予約は電話でできますか。

【A 5 5】電話予約は受け付けておりません。経営事項審査の予約は、決算終了後の変更届出書の提出時等に行っています。